特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会特定個人情報取扱規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会（以下「協会）という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「マイナンバー法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、協会の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いの確保及び特定個人情報等の保護に係る安全管理措置について定めるものである。

個人番号及び特定個人情報等に関しては、協会の指定管理者の個人情報保護規程又は他の規程等に優先して本規程が適用されるものとし、本規程の条項が個人情報保護に関する他の規程、細則及び要綱等の条項と抵触する場合には、本規程の条項が優先するものとする。

（定義）

第２条　本規程で用いる主な用語及び定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に
特段の定めのない限りマイナンバー法その他関係法令の定めに従うものとする。

個人情報	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
個人番号	マイナンバー法第７条第１項又は第２項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
特定個人情報等	個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
個人情報ファイル	特定個人情報ファイルであって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
保有個人データ	個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又

	は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は６か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等の行政事務を処理する者がマイナンバー法第９条第１項又は第２項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
個人番号関係事務	マイナンバー法第９条第３項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
個人情報取扱事業者	特定個人情報ファイルを事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。
事務取扱担当者	協会内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
管理区域	特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
取扱区域	特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

（個人番号取扱事務の範囲）
第３条　協会の個人番号取扱事務の範囲は、以下のとおりとする。
（１）所得税法に基づき事業主が行う源泉徴収関連事務
（２）地方税法に基づき事業主が行う個人住民税関連事務
（３）雇用保険法に基づき事業主が行う雇用保険関連事務
（４）健康保険法に基づき事業主が行う健康保険関連事務（適用関係・給付関係）
（５）厚生年金保険法に基づき事業主が行う厚生年金保険関連事務（適用関係）
（６）国民年金第３号被保険者届出事務
（７）所得税法に基づく報酬・料金等の支払調書作成事務
（８）所得税法に基づく配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
（９）所得税法に基づく不動産の使用料等の支払調書作成事務
（10）所得税法に基づく不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
（特定個人情報等の範囲）
第４条　前条において協会の個人番号取扱事務において使用される特定個人情報等の範囲は、以下のとおりとする。
（１）　役職員及び扶養家族の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Ｅメールアドレス、職員番号等
（２）役職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Ｅメールアドレス等
２　前項各号に該当するか否かの判断は、事務取扱責任者が行うものとする。ただし、事務取扱責任者が任命されていない場合は、事務取扱担当者が行うものとする。

第２章　安全管理措置

第１節　組織的安全管理措置・人的安全管理措置

（組織体制）
第５条　協会の事務取扱担当者は、会長が指名するものとする。
２　事務取扱担当者が複数いる場合、会長は、そのうち一人を責任者に任命するものとする。
３　事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

（事務取扱担当者の監督）
第６条　会長又は事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

（教育・研修）
第７条　会長又は事務取扱責任者は、本規程の各条項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育を企画・運営する責任を負うものとする。
２　会長又は事務取扱責任者は、事業年度毎に事務取扱担当者の教育・研修のためのカリキュラム及びスケジュールを定めるものとし、事務取扱担当者は、当該教育・研修を必ず受講するものとする。

（取扱状況及び運用状況の記録）
第８条　事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を確認し、特定個人情報ファイルに当該取扱状況の履歴を記載又は記録して保存するものとする。

（情報漏洩等の対応措置）
第９条　事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損等による事故が発生したことを知った場合、若しくはその可能性が高いと判断した場合は、直ちに会長及び事務取扱責任者に報告し、対応策についての指示を受けるものとする。

（取扱状況の確認）
第 10 条　会長は、半期に一度、特定個人情報等の取扱状況について確認を行うものとする。

第２節　物理的安全管理措置

（特定個人情報等の取扱区域の管理）
第 11 条　特定個人情報等の管理及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じるものとする。
（１）管理区域
IC カードによる入退室の管理を行うとともに、管理区域では、専用の機器及び電子媒体以外の使用を制限するものとする。
（２）取扱区域
物理的に壁又は間仕切り等で保護された室内で、また、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所へ座席を変える等の措置を講じるものとする。

（盗難等の防止）
第 12 条　管理区域及び取扱区域における特定個人情報等の取扱機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書類等を施錠可能なキャビ

ネット及び書庫等に保管すること
（２）特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定すること

（電子媒体等を持ち出す場合の漏洩等の防止）
第 13 条　特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出し（特定個人情報等を管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含む。）は、次に掲げる場合を除き禁止するものとする。
（１）個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
（２）行政機関等への法定調書の提出等、協会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合
２　事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合パスワードの設定及び施錠可能な鞄に入れて搬送するなど紛失・盗難等を防ぐための万全な対策を講じなければならない。

（個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄）
第 14 条　事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報等を削除又は廃棄した場合、事務取扱担当者は速やかに会長へ報告するとともに、会長は当該削除又は廃棄した事実を証明書等にて確認するものとする。

第３節　技術的安全管理措置

（アクセス制御及びアクセスにおける識別と認証）
第 15 条　特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセスにおける識別と認証は、以下のとおりとする。
（１）特定個人情報等の取扱機器を特定するとともに、当該機器の取扱担当者を限定すること
（２）機器に標準装備されているユーザーアカウント制御により情報システムを取扱う事務取扱担当者を限定すること。

（外部からの不正アクセス等の防止）
第 16 条　情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、以下の方法を講じるものとする。
（１）情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し不正アクセスを遮断する方法
（２）情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
（３）導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法

（４）機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
（５）アクセスログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

（情報漏洩等の防止）
第17条　通信経路における情報漏洩等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏洩等を防止するため、以下の防止策を講じるものとする。
（１）通信経路における情報漏洩等の防止策
通信経路の暗号化
（２）情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏洩等の防止策
データの暗号化又はパスワードによる保護

第３章　特定個人情報の取得

（特定個人情報の適正な取得）
第18条　協会は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

（特定個人情報の利用目的）
第19条　協会の役職員又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、本規程第３条の個人番号取扱事務の範囲内とする。

（特定個人情報取得時の利用目的の通知等）
第20条　特定個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）によることとし、「公表」の方法については、本社及び支店等の受付窓口への書面の掲示、備付け及びインターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。
２　協会役職員から特定個人情報を取得する場合には、社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法によるものとする。
３　協会役職員は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができるものとする。

（個人番号の提供の要求）
第21条　協会は、本規程第3条の事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

（個人番号の提供を求める時期）
第22条　協会は、本規程第3条に定める事務を処理するために必要があるとき、個人番号の提供を求めることとする。
2　前項に係らず本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。たとえば、職員等の給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等及びこれらに伴う給与所得の源泉徴収票、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能である。

（特定個人情報の提供の求めの制限）
第23条　特定個人情報の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、本規程第29条に定める個人番号の利用制限に従うものとする。
2　協会は、マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

（特定個人情報の収集制限）
第24条　協会は、本規程第3条に定める事務の範囲を超えて特定個人情報を収集しないものとする。

（本人確認）
第25条　協会は、マイナンバー法第16条に定める各方法により役職員又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

（取得段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置）
第26条　特定個人情報の取得段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第2章（安全管理措置）第1節（組織的安全管理措置・人的安

全管理措置）に準拠するものとする。

（取得段階における物理的安全管理措置）
第 27 条　特定個人情報の取得段階における物理的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）に準拠するものとする。

（取得段階における技術的安全管理措置）
第 28 条　特定個人情報の取得段階における技術的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に準拠するものとする。

第４章　特定個人情報の利用

（個人番号の利用制限）
第 29 条　協会は、特定個人情報について、本規程第３条の利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。
２　協会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合、また、災害対策の分野の手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、本人の同意があったとしても利用目的を超えて特定個人情報を利用することはできないものとする。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）
第 30 条　協会が特定個人情報ファイルを作成するのは、本規程第３条に定める事務を実施するために必要な範囲に限るものとし、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

（利用段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置）
第 31 条　特定個人情報の利用段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に準拠するものとする。

（利用段階における物理的安全管理措置）
第 32 条　特定個人情報の利用段階における物理的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）に準拠するものとする。

（利用段階における技術的安全管理措置）
第 33 条　特定個人情報の利用段階における技術的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に準拠するものとする。

第５章　特定個人情報の保管

（特定個人情報の正確性の確保）
第 34 条　事務取扱担当者は、特定個人情報を本規程第 19 条の利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

（保有個人データに関する事項の公表等）
第 35 条　協会は、個人情報保護法第 24 条第１項に基づき、特定個人情報に係る保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。

（特定個人情報の保管制限）
第 36 条　協会は、本規程第３条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならないものとする。
２　協会は、マイナンバー法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写し、協会が行政機関等に提出する法定調書の控え及び法定調書等を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。なお、当該書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存する。

（保管段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置）
第 37 条　特定個人情報の保管段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に準拠するものとする。

（保管段階における物理的安全管理措置）
第 38 条　特定個人情報の保管段階における物理的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）に準拠するものとする。

（保管段階における技術的安全管理措置）
第 39 条　特定個人情報の保管段階における技術的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に準拠するものとする。

第６章　特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供制限）
第 40 条　協会は、マイナンバー法第１９条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。なお、本人の同意があったとしても特定個人情報の第三者提供はできないことに留意するものとする。

（提供段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置）
第 41 条　特定個人情報の提供段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に準拠するものとする。

（提供段階における物理的安全管理措置）
第 42 条　特定個人情報の提供段階における物理的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）に準拠するものとする。

（提供段階における技術的安全管理措置）
第 43 条　特定個人情報の提供段階における技術的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に準拠するものとする。

第７章　特定個人情報の開示、訂正及び利用停止等

（特定個人情報の開示）
第 44 条　協会は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応じるものとする。なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合は、その箇所についてはマスキング等を施すものとする 。

２　協会は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由を付すこととする。

（１）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
（２）協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
（３）他の法令に違反することとなる場合

（保有個人データの開示請求処理手順）
第 45 条　前条に基づき本人又はその代理人（未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示請求を受けた場合は、次の手順で応じることとする。

（１）受付時の確認
ア．所定の様式の書面（請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの）による請求であること

イ．予め定めた手数料の負担について請求者が応諾していること
ウ．代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること
エ．郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断すること

（２）開示の可否の決定

事務取扱担当者は、次の各号に定める点について、各々検討の上、開示の可否を決定する。

ア．請求された個人情報が物理的に存在するか否か
イ．前号に相当するものが、「保有個人データ」に該当するか否か
ウ．前条第２項各号に定める不開示事由に該当するか否か

（３）不開示の場合の対応

前項に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、かつ、その理由を付すこととする。

（４）請求者に対する通知時期

開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む）は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

（保有個人データの訂正等）

第46条　協会は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応じることとする。

２　前項の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を付すこととする。

（保有個人データの訂正等処理手順）

第47条　前条に基づき、開示の結果、特定個人情報に係る保有個人データが事実ではないとして、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」と総称する。）を求められた場合は、次の手順にて応じることとする。

（１）当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求めること

（２）事務取扱責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうかを決定すること

（３）検討結果は、遅滞なく当該請求者に対して書面にて郵送又はこれに代わる方法により通知すること。また、訂正等の措置をとらない場合は、判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由も付すこと

２　特定個人情報に係る保有個人データの訂正等は、次の各号に従って行うものとする。
（１）事務取扱責任者は、当該保有個人データを取扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない
（２）事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する
（３）事務取扱責任者は、更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、管理責任者、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し１年間保管する

（保有個人データの利用停止等）
第 48 条　協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第 16 条の規定に違反して取得されているという理由、同法第 17 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又はマイナンバー法第 19 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合、その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
２　前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき、若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合、又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を付すこととする。

（開示等を求める手続及び手数料）
第 49 条　協会は、特定個人情報に関して、個人情報保護法第 29 条第１項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、「個人情報保護基本方針」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示及び備付け等を行うこととする。
２　開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意する。
３　個人情報保護法第 30 条に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法により、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において手数料の額を定めなければならない。

第８章　特定個人情報の廃棄及び削除

（特定個人情報の廃棄及び削除）

第 50 条　協会は、本規程第３条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。また、関連法令によって一定期間保存が義務付けられている書類等に記載された個人番号については、その期間は保管するものとし、当該事務を処理する必要がなくなった場合で、関連法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号を速やかに廃棄又は削除するものとする。

（廃棄及び削除段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置）

第 51 条　特定個人情報の廃棄及び削除段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置及び人的安全管理措置）に準拠するものとする。

（廃棄及び削除段階における物理的安全管理措置）

第 52 条　特定個人情報の廃棄及び削除段階における物理的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）の第 14 条に準拠するものとする。

（廃棄及び削除段階における技術的安全管理措置）

第 53 条　特定個人情報の廃棄及び削除段階における技術的安全管理措置は、第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に準拠するものとする。

第９章　特定個人情報の委託の取扱い

（委託先における安全管理措置）

第 54 条　協会は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合には、協会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

２　前項の「必要かつ適切な監督」には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

（１）委託先の適切な選定

（２）委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

（３）委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

３　前項第１号の「委託先の適切な選定」を行う場合の選定項目は、次のとおりとする。なお、当該項目について、協会が定める水準を満たしているか否かについては、あらかじめ確認するものとする。

（１）設備
（２）技術水準
（３）従事者（事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、派遣社員等を含む。）に対する監督及び教育の状況
（４）経営環境状況
（５）特定個人情報の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を含むがこれらに限らない。）
（６）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）または以下の①から⑤までのいずれにも該当しないこと
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
4　第２項第２号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。
（１）秘密保持義務に関する規定
（２）事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
（３）特定個人情報の目的外利用の禁止
（４）再委託における条件
（５）漏洩事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
（６）委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
（７）従事者に対する監督及び教育に関する規定
（８）契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定
（９）特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する規定
（10）委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
5　協会は、委託先の管理については、総務部を責任部署とする。

6　協会は、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて年１回以上の頻度でモニタリングをするものとする。
7　協会は、委託先において情報漏洩事故等が発生した場合、適切な対応が行われ、かつ、速やかに協会に報告される体制になっていることを確認するものとする。
8　委託先は、協会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
9　協会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督するものとする。
10　協会は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の条項として、前第４項と同等の規定を盛り込ませるものとする。

第 10 章　その他

（改廃）
第 55 条　本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附　則

この規程は、平成２８年２月１６日より施行し、平成２８年１月１日から適用する。

この規程は、令和元年７月１７日から施行する。